

第 1 8 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 3月11日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 港環境事業所が平成20年10月中旬頃より、平成23年 7月下旬から 8月上旬頃まで、約 2年10ヶ月間、〇〇公園〇側道路の資源排出場所の資源籠を、同公園内に、どのような理由で逆置き設置にしたのか分かる文書

(2) 逆置き期間が分かる文書

(3) 誰からの要請で逆置きにしたか分かる文書

(4) なぜ元に戻したのか分かる文書

2 平成26年 3月24日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 5月 2日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 学区の資源籠のうち一部のみが逆置きとなっており、名古屋市が町内会の理不尽な制裁に加担し、一部の住民にのみ差別的不利益を被らせている。

(2) 港環境事業所は、異議申立人からの資源籠の置き方についての問い合わせに対し、経緯を調べたところ町内会からの依頼に基づき資源籠を置いていると回答している。経緯を調べているということは、前から文書又は電磁的記録があるはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 資源ステーションは地域で運営管理しており、空き瓶の収集について委託された委託業者が原則として収集日の前日に資源籠を配るが、その時の置き方は実施機関の職員が地域の要望に基づいて当該委託業者に指示している。

当該委託業者への指示は、地域からの要望も含めて、その場で完結する内容が多いため電話連絡で行うことが大半であり、なぜ、いつ資源籠の置き方を変えたかという点を記録する必要はないと考えており、また、実際に記録をしていない。

2 異議申立人は、職員が経緯を調べているのであれば何か文書があるはずであると主張している。しかし、経緯が判明したのは、当時の電話のやり取りを記憶していた職員が職場に残っていたためであると考えられ、文書が存在するからではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

ア 資源ごみの収集は、地域住民により管理されている資源ステーションにおいて行われ、また、収集業務は実施機関が委託した業者によって行われている。そして、当該委託業者は収集日の前日に各資源ステーションに資源籠を設置している。

イ 資源籠の設置方法については地域からの要望に従って実施機関が委託業者に指示しており、個別の設置方法についての指示は委託業者への電話連絡により行われるのが通例である。

ウ また、資源籠の設置方法を委託業者に指示する場合、実施機関は場所

及び設置方法を、随時委託業者に連絡しているが、それにより用務が完結し、設置方法の変更の理由等については実施機関において管理する業務上の必要性を感じておらず、記録を作成していない。

(2) なお、異議申立人は、経緯を調べたという実施機関の職員の発言から、何らかの文書があるはずであると主張しているが、実施機関によると、当該発言は記録等の文書の確認によるものではなく、当該資源籠の設置に係る事情を記憶していた職員への確認によるものであった。

(3) 以上のことから、本件公開請求に係る文書が不存在であるとの実施機関の説明は不合理とまでは言えず、また、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

(4) したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 8月 1日	諮問書の受理
8月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月22日	実施機関の弁明意見書を受理
9月29日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月28日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成28年 7月15日 (第188回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月11日 (第192回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
12月16日 (第193回審査会)	調査審議
平成29年 2月 2日 (第195回審査会)	調査審議
2月16日	答申